

本市における感染症医療体制について

1. 本市の暫定的な感染症医療体制について

- こども病院・感染症センターが、小児専門医療機関としてアイランドシティへ移転することに伴い、本市より福岡県に対して、こども病院・感染症センターの感染症指定医療機関指定を返上するよう申し出ており、移転年度の平成26年4月までに、現在指定を受けている病床全てを他の医療機関に移す予定となっている。平成24年4月には九州医療センターが、第二種感染症指定医療機関の2床を受け入れており、残る22床についても、今後、段階的に複数の医療機関に移す計画となっている。
- このような中で、現在、こども病院・感染症センターには、常勤内科医の感染症専門医が不在となっており、平成26年4月の福岡県による感染症指定医療機関の指定完了までの間は、市内の関係医療機関の連携のもと、対応していくこととしている。

2. 本市の新型インフルエンザ等による感染症拡大時の対応について

- 各感染症指定医療機関の指定病床数を超えて患者が発生する場合は、福岡市が早急に関係者会議を開催し、感染症指定医療機関等における指定病床以外の病床の活用により、患者を受け入れることとしている。
- 特に新型インフルエンザ等のまん延期においては、新型インフルエンザ医療対策連絡会議を開催し、市内医療機関に幅広く協力を求めることとしている。

※新型インフルエンザ医療対策連絡会議の参加機関

福岡市医師会
九州大学病院
国立病院機構福岡病院
国立病院機構九州医療センター
福岡大学病院
福岡赤十字病院
済生会福岡総合病院
国家公務員共済組合連合会浜の町病院
福岡市こども病院・感染症センター
福岡市民病院
福岡市